

三十日一週間分ノ日給ヲ前渡シスルコト  
 (日給支拂計算ノ切ハ一ヶ月ヲ二期ニ分テ前期ヲ一  
 日後期ヲ二十五日トス而シテ本月分後期ハ收入權  
 少ナルニワキ本月ニ限り前記ノ通り前渡ヲ爲ス)  
 六今回ノ爭議中ニ於ケル被解雇者ヲ取消スコト  
 取消シ難シ、但社長ヨリ金一封ヲ贈送スルコト

労務第九三〇號

大正十四年七月二十八日

警視總監 太田 政弘

14.7.31  
 第9/1号

内務大臣 若槻 汎 郎 殿  
 東京 警備 司令官 殿  
 社会局長 官 長 尾 隆 一 郎 殿  
 東京地方裁判所 檢事 心 殿  
 京郊大阪神奈川廣知兵庫千葉  
 山梨埼玉福尾 各府縣知事 殿

芝浦製作所勞働率裁減後ノ状況